

## 香川県条例第17号

香川県環境影響評価条例の一部を改正する条例

香川県環境影響評価条例（平成11年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章・第2章 略</p> <p>第3章 略</p> <p>第1節～第6節 略</p> <p>第4章～第9章 略</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 略</p>          <p>（配慮書の作成）</p> <p>第4条の3 略</p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章 略</p> <p>第3章 環境影響評価に関する手続</p> <p>第1節 配慮書の作成等（第4条の2—第4条の7）</p> <p>第2節 方法書の作成等（第5条—第10条）</p> <p>第3節～第6節 略</p> <p>第4章～第9章 略</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 この条例において「対象事業」とは、別表に掲げる事業の種類のうち、いずれかに該当する一の事業であつて、規模（形状が変更される部分の土地の面積、新設される工作物の大きさその他の数値で表される事業の規模をいう。）が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして規則で定めるもの（環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する第二種事業及び同条第4項に規定する対象事業を除く。）をいう。</p> <p>3・4 略</p> <p>（配慮書の作成）</p> <p>第4条の3 前条第1項の規定による通知をした対象事業を実施しようとする者は、計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、次に掲げる事項を記載した計画段階環境配慮書（第41条第1項を除き、以下「配慮書」という。）を作成しなければならない。</p> <p>（1）・（2） 略</p>

2 既存工作物（別表の1の項から6の項まで及び8の項から15の項までに掲げる事業に係る工作物であって現に存するものをいう。以下この項において同じ。）について、当該既存工作物を除却し、又はその使用を廃止し、当該既存工作物が設置されている区域又はその近接区域（当該既存工作物が設置されている区域の境界から規則で定める距離までの区域をいう。）において当該既存工作物と同種の工作物（当該工作物の規模に係る数値の既存工作物の規模に係る数値に対する比が規則で定める数値の範囲内であるものに限る。）の新設を当該工作物に係る対象事業として実施しようとする者は、計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、前項第3号及び第4号に掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を記載した配慮書を作成しなければならない。

(1) 事業実施想定区域

(2) 当該対象事業に係る環境の保全のための配慮の内容

### 3 略

(配慮書の送付等)

第4条の4 対象事業を実施しようとする者は、配慮書を作成したときは、速やかに、知事及び規則で定めるところにより対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町長に対し、当該配慮書を送付するとともに、規則で定めるところにより当該配慮書及びこれを要約した書類（前条第2項の規定により対象事業を実施しようとする場合にあっては、同項の規定により作成した配慮書）を公表しなければならない。

(方法書の作成)

第5条 略

(3) 事業実施想定区域及びその周囲の概況

(4) 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの

(5) 略

### 2 略

(配慮書の送付等)

第4条の4 対象事業を実施しようとする者は、配慮書を作成したときは、速やかに、知事及び規則で定めるところにより対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町長に対し、当該配慮書を送付するとともに、規則で定めるところにより当該配慮書及びこれを要約した書類を公表しなければならない。

(方法書の作成)

第5条 事業者は、配慮書を作成しているときはその配慮書の内容を踏まえるとともに、第4条の5第1項の意見が述べられたときはこれを勘案して、第4条の2第1項の事業が実施されるべき区域その他の規則で定める事項を決定し、対象事業に係る環境影響評価を行う方法（調査、予測及び評価に係るものに限る。）について、規則で定めるところにより、次に掲げる事項（配慮書を作成していない場合においては、第4号から第6号までに掲げる事項を除く。）を記載した環境影響評価方法書（以下「方法書」と

(1)～(3) 略

(4) 第4条の3第1項第4号 (対象事業が同条第2項の規定により実施する対象事業である場合にあつては、同項第2号)に掲げる事項

(5)～(7) 略

(方法書等の送付)

第6条 略

(方法書等についての公告及び縦覧)

第7条 略

(環境影響評価の項目等の選定)

第11条 略

(準備書等の送付)

第14条 略

いう。)を作成しなければならない。

(1) 略

(2) 対象事業の目的及び内容

(3) 略

(4) 第4条の3第1項第4号に掲げる事項

(5)～(7) 略

(方法書等の送付)

第6条 事業者は、方法書を作成したときは、知事及び規則で定めるところにより対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町長に対し、方法書及びこれを要約した書類（次条及び第7条の2第4項において「要約書」という。）を送付しなければならない。

(方法書等についての公告及び縦覧)

第7条 事業者は、方法書を作成したときは、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、方法書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して1月間、方法書及び要約書を前条に規定する地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(環境影響評価の項目等の選定)

第11条 事業者は、前条第1項の意見を勘案するとともに、第8条第1項の意見に配慮して第5条第7号に掲げる事項に検討を加え、技術指針で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定しなければならない。

(準備書等の送付)

第14条 事業者は、準備書を作成したときは、知事及び第6条の規則で定めるところにより対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（第8条第1項及び第10条第1項の意見並びに第12条の規定により行った環境影響評価の結果に鑑み第6条に規定する地域に追加すべきものと認められる地域を含む。以下「関係地域」という。）を管轄する市町長（以下「関係市町長」という。）に対し、準備書及びこれを要約した書類（

(準備書等についての公告及び縦覧)

第15条 略

(評価書の作成)

第21条 略

(評価書等についての公告及び縦覧)

第23条 略

(事業内容の修正の場合の環境影響評価その他の手続)

第25条 略

次条において「要約書」という。)を送付しなければならない。

(準備書等についての公告及び縦覧)

第15条 事業者は、前条の規定による送付をしたときは、準備書に係る環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、準備書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して1月間、準備書及び要約書を関係地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(評価書の作成)

第21条 事業者は、前条第1項の意見を勘案するとともに、第17条第1項の意見に配慮して準備書の記載事項について検討を加え、当該事項の修正を必要とすると認めるとき(当該修正後の事業が対象事業に該当するときに限る。)は、次の各号に掲げる当該修正の区分に応じ当該各号に定める措置をとらなければならない。

(1) 第5条第2号に掲げる事項の修正(事業規模の縮小、規則で定める軽微な修正その他の規則で定める修正に該当するものを除く。) 同条から第23条までの規定による環境影響評価その他の手続を経ること。

(2)・(3) 略

2 略

(評価書等についての公告及び縦覧)

第23条 事業者は、前条の規定による送付をしたときは、規則で定めるところにより、評価書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して1月間、評価書及び要約書を関係地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(事業内容の修正の場合の環境影響評価その他の手続)

第25条 事業者は、第7条の規定による公告が行われてから第23条の規定による公告が行われるまでの間に第5条第2号に掲げる事項の修正をしようとする場合(第21条第1項第1号の規定の適用を受ける場合を除く。)において、当該修正後の事業が対象事業に該当するときは、当該修正後の事業について、第5条から第23条までの規定による環境影響評価その他の手

(対象事業の廃止等)

第26条 略

(事後調査の実施等)

第32条 略

(調査研究)

第47条 略

(環境影響評価に係る書類等の公開)

第47条の2 知事は、事業者が次の各号に掲げる手続を経たときは、当該各号に定める書類を、それぞれ規則で定める期間、インターネットの利用その他の方法により公開することができる。この場合においては、あらかじめ、当該書類を作成した事業者の同意を得なければならない。

(1) 第4条の4の規定による公表 当該公表がされた配慮書

(2) 第7条の規定による公表 当該公表がされた方法書

(3) 第15条の規定による公表 当該公表がされた準備書

(4) 第23条の規定による公表 当該公表がされた評価書

(5) 第32条第3項の規定による公表 当該公表がされた事後調査等報告

続を経なければならない。ただし、当該事項の修正が事業規模の縮小、規則で定める軽微な修正その他の規則で定める修正に該当する場合は、この限りでない。

(対象事業の廃止等)

第26条 事業者は、第7条の規定による公告が行われてから第23条の規定による公告が行われるまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、規則で定めるところにより、知事及び第6条に規定する地域を管轄する市町長又は関係市町長にその旨を届け出なければならない。

(1)～(3) 略

2・3 略

(事後調査の実施等)

第32条 略

2 略

3 事業者は、前項の規定による送付をしたときは、規則で定めるところにより、事後調査等報告書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して1月間、事後調査等報告書を関係地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(調査研究)

第47条 略

書

(適用除外)

第48条 略

- 2 第3章第1節の規定は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第22条の3第1項に規定する認定地域脱炭素化促進事業者が同条第3項第1号に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画に従って行う同法第22条の2第2項第4号の整備（同法第21条第7項に規定する県の基準が定められた同条第5項第2号に規定する促進区域内において行うものに限る。）については、適用しない。
- 3 第3章第1節及び第2節の規定は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成30年法律第89号）第16条第2項第10号に規定する選定事業者（以下この項及び次項において「選定事業者」という。）がその同法第22条第1項に規定する認定公募占用計画に係る同法第2条第4項に規定する海洋再生可能エネルギー発電事業を行う場合における当該選定事業者については、適用しない。
- 4 前項に規定する場合における選定事業者に関するこの条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げるこの条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第11条	<u>前条第1項の意見を勘案するとともに、第8条第1項の意見に配慮して第5条第7号に掲げる事項に検討を加え</u>	<u>海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成30年法律第89号）第11条第1項の海洋環境等調査方法書に記載された同法第10条第4項の海洋環境等調査の項目及び手法並びに当該項目及び手法を選定した理由並びに当該海洋環境等調査の結果を考慮して</u>
第14条	<u>第8条第1項及び第10条第1項の意見</u>	<u>海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律第11条第4項及び第7項の環境保全意見</u>
	<u>第6条に規定する地域</u>	<u>同法第11条第6項の地域</u>

(適用除外)

第48条 略

第21条 第1項 第1号	同条	第11条
第25条 及び第 26条第 1項	第7条	第15条
第25条	第5条から	第11条から

別表（第2条関係）

- 1 略
- 2 河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川に関するダムの新築及び改築の事業
- 3～15 略

別表（第2条関係）

- 1 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路その他の道路の新設及び改築の事業
- 2 河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川に関するダムの新築の事業
- 3 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道の建設及び改良の事業
- 4 空港法（昭和31年法律第80号）第2条に規定する空港その他の飛行場及びその施設の設置又は変更の事業
- 5 製造業（物品の加工修理業を含む。）、電気事業（発電用の電気工作物（水力又は地熱を原動力とするものを除く。）を設置するものに限る。）及びガス事業（ガスの供給のために施設するガス発生設備を設置するものに限る。）に係る工場又は事業場の新設、増設又は変更の工事の事業
- 6 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設及び同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設の設置並びにその構造及び規模の変更の事業
- 7 略
- 8 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第6号に掲げる終末処理場の新設又は増設の事業
- 9 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第1項に規定する土地区画整理事業
- 10 住宅の用に供するための土地（その土地と併せて整備されるべき道路、緑地その他の公共施設の整備の用に供する土地を含む。）の造成の事業（第9号に掲げる事業に該当するものを除く。）
- 11 工場立地法（昭和34年法律第24号）第4条第1項第3号に規定する工業団地の造成の事業（第9号に掲げる事業に該当するものを除く。）

- |  |  |
|--|--|
|  | <ul style="list-style-type: none"><li>12 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号）第2条第2項に規定する流通業務団地造成事業その他の流通業務を目的とした団地の造成の事業（第9号に掲げる事業に該当するものを除く。）</li><li>13 レクリエーションの用に供される施設用地の造成の事業</li><li>14 土又は採石法（昭和25年法律第291号）第2条に規定する岩石の採取の事業</li><li>15 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして規則で定める事業</li></ul> |
|--|--|

附 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第47条の次に1条を加える改正規定及び第48条に3項を加える改正規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の香川県環境影響評価条例の規定による環境影響評価その他の手続が行われている事業であつて、同条例第4条の4の規定による計画段階環境配慮書及びこれを要約した書類の送付又は香川県環境影響評価条例第6条の規定による環境影響評価方法書及びこれを要約した書類の送付がされたものに係る当該手続については、なお従前の例による。